

学会情報

第 65 回 IFA (国際租税協会) 年次総会

- 平成 23 年 (2011 年) パリ大会 -

前税務大学校研究部主任教授

渡 邊 勲

前税務大学校研究部教授

田 中 俊 久

SUMMARY

平成 23 年 9 月 11 日 (日) から 9 月 15 日 (木) にかけて、フランスのパリで第 65 回 IFA (国際租税協会) 年次総会が、近年の世界各国の国際課税分野で注目を集めている「国境を越える事業再編」や「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」を主要テーマとして開催された。

この総会で行われたセミナーに税務大学校から渡邊前主任教授、田中前教授の 2 名が参加しており、本稿は、出席した 2 名が聴講した議題・セミナーに係るレクチャーやディスカッションの一部について議論のポイント等を報告するものである。(平成 24 年 9 月 21 日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	118
議題 「国境を越える事業再編」	118
議題 「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」	126
セミナーA：付加価値税の局面における事業再編	133
セミナーB：法人税の課税ベース	138
セミナーC：外国税額控除 VS 国外所得免除	139
セミナーD：二重課税と EU 法	141
セミナーE：国際課税の最近の展開	143

はじめに

第 65 回 IFA ( International Fiscal Association ) 年次総会のテーマは、次表のとおりであり、主要議題である「国境を越える事業再編<sup>(1)</sup>」や「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」をはじめ、いずれも近年の各国の国際課税分野で注目を集めているテーマが取り上げられた。

年次総会には、日本からも多くの専門家( 大学教授、実務家等 ) が参加し、全体では 2,700

名に上る参加者があったと伝えられ、大変な盛況ぶりであった。

本報告は、このような IFA 総会における主要議題、とそれに関連するセミナーA、B、C、D 及び E を報告するものであり、総会において、配付された資料及びセミナーでの議論を基に構成している<sup>(2)</sup>。

なお、紙面の都合上、割愛した部分もあることをご了承願いたい。

	午前	午後
9月12日 (月)	議題：国境を越える事業再編	セミナーA：付加価値税の局面における事業再編 セミナーB：法人税の課税ベース
9月13日 (火)	議題：事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点	セミナーC：外国税額控除 VS 国外所得免除 セミナーD：二重課税と EU 法
9月14日 (水)	セミナーE：国際課税の最近の展開	セミナーF：不確定税務情報(の開示) セミナーG：集団投資ビークル
9月15日 (木)	セミナーH：「納税義務を負わない(者)」	セミナーI：「不動産」と租税条約 セミナーJ：外国の租税ル・リグに基づく取扱い

議題 「国境を越える事業再編」

1 概要とパネリスト

IFA 年次総会の議題については、法人税に関する国境を越える事業再編取引に関する問題を扱った議題 「国境を越える事業再編 以

下「国際的事業再編」という。)に関しては、付加価値税に関する「セミナーA：付加価値税の局面における事業再編」が一對となっている。

この議題 「国際的事業再編」では、40 に

上る各国報告を分析したジェネラルレポートが報告された後、販売形態での事業がコミッション（問屋）形態に事業再編された事例等の2つケーススタディに基づき、無形資産の移転等の問題を中心に議論された。

この国際的事業再編がIFAの議題として選ばれた背景は、1990年代半ば以降、国境を越える多国籍企業による機能、資産、リスクの移転が世界中の税務当局の重大な関心事になっていることにある。今回の議題では、このような国境を越えた多国籍企業による機能、リスク等の移転を扱っており、具体的にどういった移転価格の算定手法を採用するかといったところは除外されている。

パネリストには、1996年から2001年までOECDで「有害な税制のフォーラム」の議長をされたフランスのブルーノ・ジュベール氏が議長を務め、メンバーには、3名の民間実務家の他、OECDのWP6で移転価格税制のヘッドをされていたキャロライン・シルバースタイン氏、カナダ歳入庁のミッシェル・レバック<sup>③</sup>氏が参加していた。

議題は、大きく4点に分かれていた。

第1点目は、各国からの報告をまとめたジェネラルレポートである。第2点目は、2つのケーススタディが挙げられていた。その内容は、ひとつは販売形態からコミッション形態へ変わった事業再編の事例で、もうひとつは製造部門の海外移管の事例である。第3点目は、パネルが集中して討議するテーマである。それは、事業再編取引の『再構成』（Recharacterization）、資産の移転（Transfer）、契約の再交渉や解除（Contract renegotiation/termination）『代替し得る選択肢』（Alternative options）という4項目で、これら4つの視点から議論や検討が行われている。そして、最後の第4点目は「What can be done?」ということで、参加者から「今後何ができるのか」が、今後の対応として述べられている。

今回の議題である国際的事業再編の取引（以下「国際的事業再編取引」という。）に関しては、税務当局はそれらの取引に対処するためにさまざまな課税上の対策をしている一方、国際的事業再編自体は、法人税を軽減するという効果があったにしろ、一般的には租税目的だけではなく事業目的になされていることも指摘されており、こういった点が当問題の解決を困難なものにしていると考えられる。また、このような国際的事業再編は、日本においても顕在化が見受けられる分野であると言える。

## 2 各国レポートの総括

議題に関するジェネラルレポートは、欧州、中東、アフリカの26カ国、アメリカの9カ国、アジアパシフィックの5カ国からのレポートを基に報告されている。

ジェネラルレポートでは、どの国のレポーターもビジネスリストラクチャリングについては、自国における重要問題であり、税務当局からも注目されている旨の報告が行われている。このような報告の一方で、実際に立法措置等を設けている国はどうかというと、特別な明文規定を設けているのはドイツだけで、課税上の取扱いを設けている国はオーストラリア、オーストリア、アメリカ合衆国などの国々のみと極めて少なく、未だ訴訟事例も少ないといった内容の報告も行われている。また、多くのレポートで、各国ともこのビジネスリストラクチャリングに関する税制の適用について、努力していることが指摘されている。

パネルの討議では、このような40カ国から提出されたブランチレポートの中から、4つの視点を討議課題として抽出している。具体的には、1点目は「納税者による事業再編取引を税務当局が『再構成』し得る状況は何か」といった視点である。2点目が「価値あるもの（ビジネスチャンス、潜在利益、のれん）といったものが移転しているのか、また、

その価値はどのように評価するのか」、3点目が「関連企業間で契約の再交渉や終了をする」とどのような課税をもたらすのか」、4点目が「事業再編において『代替し得る選択肢』は何か、また、どのような状況で適用されるべきか」である。こういった視点から2つのケーススタディに基づいて、検討が行われた。

国際的的事业再編取引という議題を検討するパネルにとって、どういった視点から検討するかについては、パネル討議の成否を分ける正に重要なポイントである。今回、パネルでは、各国の報告をとりまとめたジェネラルレポートを基にこれら4つの視点を抽出しており、ここに挙げられた視点が、納税者や課税当局などの関係者にとっての最大の関心事であることが伺える。また、パネルの討議は、改正された OECD 移転価格ガイドラインを前提にして進められており、改正ガイドラインの考え方を明らかにするという意図も背景にあったものとも考えられる。

3 2つのケーススタディ

(1) コミッショネアの事例

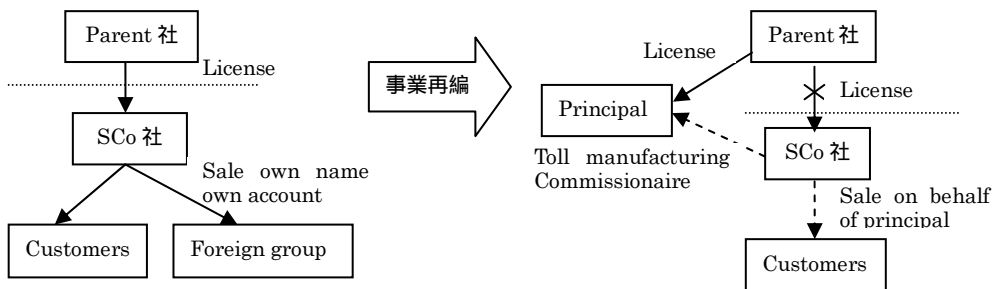
親会社である Parent 社は、その子会社である SubCo 社に関して、ある製品の製造及び販売に関するライセンスを供与している。子会社である SubCo 社は、そのライセンス契約に基づき SubCo 社が所在するローカルマーケットの顧客や海外のグループ企業に対して、自己の勘定でその製品の製造販売を

行っている。また、SubCo 社は、自己の勘定で製造工程の改良に繋がる技術研究を行うとともに、グループ企業に対してテクニカルサービスも提供している。

どのような事業再編がなされたかという、次図にあるように、Parent 社は当初 SubCo 社に供与していたライセンス契約を終了させ、新設した Principal に同じライセンスを供与している。そして、Principal が Parent 社に代わって SubCo 社との間で、製造に関する委託製造 (toll manufacturing) 契約と 販売に関するコミッショネア契約を締結している。これらの変更にともない、SubCo 社の販売先はローカルマーケットの顧客だけとなっている。また、このような事業再編がグループ全体で行われている。

簡単に事業再編取引を整理すると、従来、SubCo 社は、Parent (親会社) からライセンスの供与を受け、自分の勘定で製品の製造販売を行っていたが、事業再編が行われたことによって契約の当事者が Parent 社から Principal に代わり、新たに Principal との委託製造契約、コミッショネア契約を結ぶことにより、SubCo 社は、Principal のための委託製造業者と問屋 (コミッショネア) になっている。そして、問屋 (コミッショネア) であるので、販売は Principal のために役務提供を行う事業形態に変化している。

〔ケース1：コミッショネア事例〕



(出所：IFA 総会で使用された取引図を単純化している。)

また、この事業再編により SubCo 社の人材や従来の業務がどのように変化したかについてみると、人材に関しては、SubCo 社から何人かのシニアマネージャーが、各ローカルのグループ企業を支援するために Principal の従業員として、転居を伴う移動をしている。そして、SubCo 社にはローカルの問題だけに対応するマネージャーと製造工程の改良に関連するテクニカルサービス部門が残されている。これが最初のコミッションエアの事例である。

(2) 製造部門の海外移管の事例

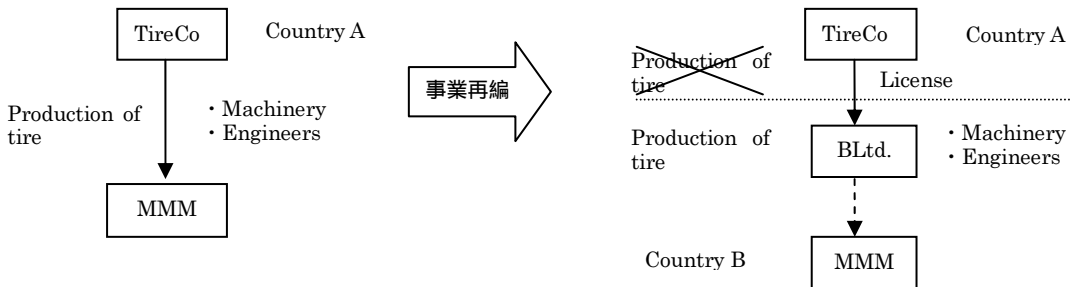
2 番目の事例は、製造部門の海外移管の事例である。A 国でタイヤの製造販売をしている TireCo 社は、A 国内に幾つかの工場を持ち、その工場のうちの 1 つで自動車製造会社である MMM 社向けのタイヤを製造していた。事業再編の契機は、MMM 社から、従来 A 国で作っていた車種を B 国で生産するので、それに併せて TireCo 社に対し B 国でのタイヤに関する供給依頼があり、TireCo 社は供給を止めるのか、あるいは、B 国に進出し

てタイヤを供給していくのかという選択を迫られたというものである。

TireCo 社がその要請に対してどのように対応したかであるが、A 国内のタイヤ工場を閉鎖して、新たに B 国に新たに B Ltd 社を設立し、タイヤの製造工場を新設している。そして、TireCo 社は、新たに B 国で設立した B Ltd 社に対して製造に関するライセンスを供与して、B Ltd 社が新たに B 国の MMM 社に対してタイヤを供給するといった取引形態に変化している。

また、A 国における変化としては、従来の工場は閉鎖され、働いていた従業員はほとんど解雇されるとともに、工場の土地建物も第三者に売却されている。また、製造業務等に関しては、A 国の工場で使用されていた重要な製造機械 2 台が B Ltd 社へ売却され、A 国で働いていたエンジニアの 3 人が、新設工場での製造に備えて B 国に移動している。以上のような事例が、製造部門の海外移管の事例である。

〔ケース 2：国内の製造部門を閉鎖して海外に移管した事例〕



(出所：IFA 総会で使用された取引図を単純化している。)

ジェネラルレポートがとりまとめたナショナルレポートにおいては、4 つの事例について“Exit Country”となる場合と“Entry Country”となる場合の報告が求められていたが、年次総会ではこのような 2 事例となっている。取り上げられたケーススタディの 2 事例は、いわゆるバイセル取引から問屋（コ

ミッションエア）への転換、製造部門の海外移管といったいずれも国際的事業再編取引において、典型的な事例であり、業務内容の変化や人材の動きなどを設定することにより、無形資産などの検討にも繋がるように配慮されているものと考えられる。

#### 4 検討

##### (1) 事業再編成取引の再構成

このような2つの事例について、4つの視点から検討が行われた。

最初に検討された視点は、事業再編成取引の『再構成』(Recharacterization)である。ここでは納税者が実際に行った事業再編に係る取引を、税務当局が『再構成』する場合を扱っていて、この点について税務当局はどのような場合に納税者の事業再編取引を『再構成』できるかについて議論が行われている。

報告は、OECDの事業再編に関するレポートの説明から始まった。OECDの事業再編に関するレポートが、多国籍企業の法令遵守と課税当局の独立企業原則(arm's length standard)の要請に合ったものであることが説明され、独立企業原則の検証は、非関係者間で実際に行われた取引により行われるべきであり、必要な場合には独立企業原則に基づいて移転価格課税が行われるということで、移転価格ガイドライン(9.163~9.168)<sup>(4)</sup>が紹介されている<sup>(5)</sup>。

どういった場合に『再構成』が行われるかについては、税務当局が移転価格課税を行い得る場合として、ビジネスリストラクチャリングにおける関係者間取引の条件や状況が、独立当事者間で合意されると期待されるものと相違する場合がそれに当たるとされている。そのような具体的な場面として、契約条件が取引の経済的実質と整合性がない場合(OECD移転価格ガイドライン9.165<sup>(6)</sup>及び9.183<sup>(7)</sup>)、すなわち、契約条件が当事者の行動と一致しない場合、取引に経済合理性がない場合、当事者間の条件が非現実的な場合を挙げている。また、一方では、事業再編取引がなぜ起こるかに関する説明もあり、スケールメリット、事業効率性及び一貫したマーケティング戦略の構築の観点から、競争力を高めるためにはマネジメントの集約が求められるという事業上の理由が説明されている。

具体的なケース1・2について、取引実体や経済合理性の有無、経済合理性の判断、事業再編に関するドキュメンテーションに関する議論がなされた。そして、「税務当局はどのような場合に納税者の事業再編取引を『再構成』できるか」については、実務家のパネリストからは「事業再編自体に実態があり、事業目的が明確である限りにおいて、納税者が行った取引は尊重されるべきだ」といった意見が出される一方、税務当局の担当者からは「取引が実際に行われたからといって、そのまま認容することが難しい場合がある」といった指摘がなされた。また「仮に税務当局が再構成を行った場合に、課税当局は何に課税するかを明確にする必要があるのではないか」という意見もあった。

議題の国際的事業再編のパネルメンバーは、民間実務家の他、OECDの勤務経験者、税務当局者から構成されている。実際のパネルでは、これらのメンバーに、それぞれの立場から意見を発言させることにより、4つの視点に関する考え方の相違を浮き彫りにさせている。その結果、事業再編成取引の『再構成』(Recharacterization)では、課税に対し保守的な対応を求める民間実務家からは、慎重な意見が出される一方、税務当局の担当者からは課税するケースもある旨の意見がなされるなど、パネリストそれぞれの立場を踏まえた各様の意見となっており、このような討議の構図は、議題の最後まで続いていた。

##### (2) 資産の移転

次に検討された視点は、事業再編に係る資産の移転である。国際的事業再編において、企業の部門が移転したような場合に、無形資産を含む各部門に係る機能が移転したものとらえて、移転価格税制を適用すべきであるか否かという議論である。

今回のOECD移転価格ガイドラインの改正の趣旨に関しては、事業再編取引が第三者間で行われた場合に付されたであろう条件を

明確にすることであることが説明された。そして、その検討は、事業再編取引の資産の移転に関する論点として、資産の移転は存在するのか、何が移転されたのか、また、どのように移転価格を設定するのかという3項目が挙げられ、進められた。

1番目の「資産の移転は存在するのか」については、単純なケース、論議を呼ぶケース、複雑なケースの3つのケースが説明された。単純なケースは、有形資産と無形資産が併せて移ったような場合であり、論議を呼ぶケースは、一定の活動が失われて、同様の活動が他の国で行われたような場合である。そして、複雑なケースは、従業員の移動を伴う場合、無形資産の移転なのか、役務提供の取引なのかという取引の性格付けが問題となるケースで、こういった場合に移転の対象になるのかという問題である。

次に、「何が移転されたのか」という点に関しても、単純なケース、論議を呼ぶケース、複雑なケースの3つのケースが説明された。単純なケースは、トレードマーク、パテントといった伝統的な無形資産が移転するケースであり、論議を呼ぶケースは、シナジーあるいはロケーションセービング、事業機会、人的資源といった価値を有するものの移転に関する場合である。そして、複雑なケースは、第一世代の無形資産をどのように考慮するのかといった問題である。

ちなみに、機能の移転に関して、OECD移転価格ガイドラインでは、国際的事業再編に係る機能移転が行われた場合の取扱いとして、パラグラフ9.67において「再編時点で識別可能な権利又は資産を有する企業には、それに応じた潜在的利益があることから、その潜在的利益を犠牲にしたことを正当化するために、適切な報酬が与えられなければならない」とし、無形資産の範囲を明確に指定してはいないが、事業再編における無形資産等の移転に対する移転価格税制の適用の可能性が

示唆されている。

さらに、「どのように移転価格を設定するのか」という点に関しては、価格は価値によって相違するため、権利やその他の資産、取引の状況等を考慮する必要があり、価値については、どのような独立企業間価格の算定手法を採るのが適切か、どのような評価方法を採用するのか、比較対象がない場合どうすべきかなどの問題が挙げられている。

資産の移転に関する検討では、実際にどういったものが移転しているのかということに関して、単純なケースについては明らかであるが、特に事例2のような場合は、難しいのではないかという意見が出された。また、実務においては、「継続企業 (going concern)」あるいは「のれん」といったものの移転が大きな問題となっていて、「継続企業 (going concern)」の移転に課税を試みる場合などについては、論争の的となっていることが指摘された。また、OECD移転価格ガイドラインのパラグラフ9.93では「継続企業の移転に係る評価は比較可能な状況において、独立企業当事者間で報酬が与えられたであろうすべての価値ある要素を反映すべきである」として、例えば、とりわけ経験豊かな研究チームが配属された研究施設を含んだ事業部門の移転が関係する事業再編の場合においては、そのような継続事業の評価は、独立企業間であれば合意されたであろう当該施設の価値及び配置された人員の価値を反映すべきであるといったことが取り上げられた。

一方、実務家からは、過去の監査の経験から有形資産あるいは無形資産の評価は難しいが、継続企業 (going concern) に関する取扱いはそれ以上に難しいこと、有能な従業員のヘッドハンティングが行われた場合には、契約上の条件があらかじめ限り元の雇用主に対する補償金の支払はないこと、一般に法的保護のない無形資産については、ノウハウ等を例外として重要な価値を有する

ことがなく、再構築に係る費用の観点から評価すべきであることなどの意見が述べられた。

改正された OECD 移転価格ガイドラインは、国際的事業再編がなされた場合には、機能やリスクの移転に対する対価を検討すべきとして、「何らかの価値あるもの」の移転等の有無や第 3 者間でそれが補償されるものに関する対価を検討すべきことを挙げている。国際的事業再編取引における論点では、この資産の移転に関する問題が中心的な課題とも言える。現在、OECD で検討課題となっている無形資産の問題などとも一致し、パネル参加者の立場や考え方の相違により意見が分かれたところである。ドイツでは、2008 年 1 月に機能移転に関する移転価格課税制度が導入され、そこでは、研究開発、生産、販売・営業活動などといった企業が事業として利益を生じさせる活動が機能とされ、課税対象となる制度が導入されており、執行状況が大いに注目される場所である<sup>(8)</sup>。

### (3) 契約の再交渉又は終了

次に検討された項目は、「契約の再交渉又は終了」に関する視点である。事業再編によって既存の契約関係が終了したり、あるいは実質的に再交渉される場合には、資産の償却や雇用の契約の終了などの再編費用、顧客のニーズに合わせるための転換の費用、潜在利益の消失といった問題が生じる。

ケーススタディにおける事例 1 では、本格的な販売業者から低リスクの受託製造業者とコミッションアに転換されている。また、ケーススタディの事例 2 では、A 国では工場が閉鎖され、B 国へ工場、施設のすべてが移転しているといった状況があり、こういった場合に補償が支払われるのかなどについて検討が行われた。最初に契約内容をみると、2 つのケーススタディにおける具体的な各契約内容は、事例 1 では A 国で販売及び製造に関するライセンス契約がツールマニュファクチャリング契約とコミッションア契約に、事例 2

では供給契約が違うエンティティに対する契約等に変更されている。

「契約の再交渉又は終了」の視点における大きな論点は、契約の終了に関連した支払と、新規契約に関する支払であることに大別できる。事業再編における契約の終了に関連した支払について、旧契約に関しては、契約内容の検討、あるいは、補償されるべき事業再編取引とは何かについて検討が必要とされ、契約上の支払の特約がない場合でも、一定の場合には付加的な支払があり得るかといったことが取り上げられている。

また、新しい契約に関しては、これまでの契約内容に影響を受けるのかといった点、当事者にとっての交渉力 (bargaining power) や代替し得る選択肢の検討が重要であることなどが挙げられた上、OECD の移転価格ガイドラインは、検討のための枠組みを提供するが、一定の分析や判断が必要であるとの意見があった。

最初に、従来の契約において通知期間や契約期間に関する免責条項などの規定がどのようになっているのか、商事法によって保護されているのかなどについて、分析・判断する必要性が挙げられるとともに、現実的に利用可能となる選択肢があったのか、新規の契約により潜在的利益が喪失すると知った場合、独立した当事者はどのように行動するのかといった検討の必要性なども指摘された。

最後にパネルは、ケーススタディの検討をしている。事例 1 では、将来に潜在利益が補償されているか、実務慣行はどうなっているか、補償に関する事例があるかなどの検討が必要とされること、事例 2 では、契約の再交渉又は終了に関する契約は、第 3 者との間であることから無関係であることや比較対象取引を把握できるかといった問題が挙げられた。

これらに対し、他のパネリストからは、「付加的な支払は契約上で必要な場合、あるいは慣行として行われる場合のみ認められるべき



ではないか」といった意見や「OECDの議論において、契約をどの程度尊重すべきかについては、課税当局間で見解の相違があったものの、契約内容を検討の基礎とすべきこと、当事者の行動が契約内容に合致しており、当事者間で行われると考えられる範囲において尊重すべきである」といった解説がなされていた。

パネルの討議におけるように「契約の再交渉又は終結」に関する視点は、契約の終了に関連した支払と新規契約に関する支払という2つの問題に大別される。いずれも場合においても、パネルでの討議で挙げられた契約内容、実務慣行、独立企業原則などの分析を行うことにより、その是非を判断するべきものと考えられる。我が国の移転価格税制では、今のところ、これらの取引に関する適用範囲を示す指針は明らかにされていないが、上記(2)の資産の移転の問題と同様に、立場や考え方などの相違により意見の分かれるところであるように思われる。

#### (4) 代替し得る選択肢

最後の視点は、「代替し得る選択肢」に関するものであり、「納税者は実際に行ったことと相違することをし得るか、すべきか」といった問題である。

この「代替し得る選択肢」の目的は、独立企業間価格を決めることにある。どのように検討するかについての視点は、具体的な検討は、「誰かが損をしているのか (any of the parties are worst off)」、「明らかに魅力的な (clearly more attractive) 選択肢があるのか」、「条件は、同様の選択肢や状況における第三者が認め得るものか」といったことを明らかにすることであるとされた。そして、ケーススタディにおける2つの事例について、それぞれ代替し得る選択肢が挙げられている。

事例1では、子会社の観点からは、親会社と従来の取引の継続を交渉すること、事業再編に応じるがより主体的な機能を果たす

ように交渉すること、第三者と同様の取引を行うこと、事業を廃止することといった選択肢が考えられる。また、事例1の親会社からは、子会社の事業を買収すること、第三者の事業を買収すること、自ら事業を行うこと、契約条件の交渉を行うことといった選択肢が考えられる。

事例2では、B国法人の観点からは、B国で第三者の事業を買収すること、自らが製造技術開発やノウハウなどを発展させること、A国の法人の技術を買収すること、また、TireCo社の観点からは、第三者とライセンス契約を行うこと、ライセンスを供与するのではなく売却すること、A国において別の製品を製造するといった選択肢が考えられるとされた。

OECD 移転価格ガイドラインに従って考えると、こういった選択肢の中に、『明らかに魅力的な (clearly more attractive)』な選択肢があるのか否かという検討が行われるとの説明があった。

これに対しパネリストからは、課税当局の「他に魅力的な選択肢があり、納税者はその選択肢に従って計算された課税所得を申告すべき」というような考え方は、株に投資をして損をした人に、土地に投資していれば利益を計上していたはずであるから、そのあるべき利益に課税するのと同じである、目的テストは、単に他の代替可能な選択肢と納税者が選択すべき選択肢とを見分けるために必要であるなどといった意見がなされた。また、代替的な選択肢がより魅力的であるか否かではなく、経済的理論でいうところの支配的な選択肢 (Dominant Option) であるべきという意見がある一方で、これに対しては「どのように支配的であるかが明らかでない」といった反論がなされていた。

「代替し得る選択肢」の視点では、このような独立企業原則の適用の判定に、「代替し得る選択肢」の有無が用いられていることから、

その条件となる OECD 移転価格ガイドラインの『明らかに魅力的な (clearly more attractive)』の意義を明らかにしようと検討が試みられている。民間の実務家の中からは、株式と土地の投資に関する意見のように、その条件が『明らかに魅力的な』場合ではならず、支配的な選択肢 (Dominant Option) である場合に限るといった意見まで出されており、実務家側の課税などに対する懸念の大きさが感じられた。

## 5 今後の対応

最後に納税者、課税当局、OECD のそれぞれの見地から、今後何ができるかという検討がなされた。

「納税者は何ができるか」ということに関しては、2 点ほど挙げられた。事業再編に係るドキュメンテーションをより充実することが 1 つであり、その具体的な内容は、契約に機能やリスクを明確に記載したり、同様の第三者間取引を反映させることなどである。2 点目は、課税が行われた場合には解決が困難になることから、APA を有効に利用すべきということである。

「税務当局は何ができるか」ということに関しては、2 点挙げられた。事業再編取引に対する独立企業原則の適用の困難性から、税務当局には常識的・現実的な判断が必要ではないかということと、産業あるいは市場についてより充実した情報の蓄積が必要ではないかということである。

「OECD は何ができるか」という点については、ガイドラインの事業再編に関する改正は重要な前進であるが、この議論を通じて認識された、無形資産の評価に関する議論は進行中であるということ、また、non-OECD のエコノミーを議論に関与させていくことが重要であること、無形資産に関するディスカッションドラフトのリリースが 2013 年に期待されることなどが挙げられた。

国際的事業再編取引に関しては、ジェネラ

ルレポートのとおり、世界各国での重要な問題となっているが、税務当局による課税がなされた場合には、そのインパクトは大きく、納税者や税務当局にとって負担は大きなものとなるのが容易に想定される。

また、この議題の最後のまとめとして、今後何ができるかについて報告されているが、今後、OECD や IFA 総会といった国際的な場で、無形資産をはじめとした事業再編取引に共通するコンセンサスが形成されていくことが期待される。

議題 「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」

### 1 概要

法人税の二重課税問題を扱った議題 「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」に関しては、「セミナー C：外国税額控除 VS 国外所得免除」と EU における問題を取り上げた「セミナー D：二重課税と EU 法」が関連したテーマであり、その理論的側面を扱った議題となっているなど、議論自体も立体的に構成されていた。また、「セミナー B：法人税の課税ベース」に関しては、セミナー B 自体は法人税の課税ベースに関する議題であるが、法人税に代替する課税が適用された場合の外国税額控除の問題等も扱っており、広い意味から考えると議題 に関連した内容となっていた。

議題 「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」については、外国税額控除と国外所得免除の方法がある<sup>9)</sup>が、これら 2 つの方法の実務上の重要論点について、各国のそれぞれ異なる課税ベースを有する税法を相互に適用した結果生じることとなる種々の形の二重課税問題について、具体的事例に基づき分析等がなされた。

また、議題 は、理論あるいはパネリストの意見を戦わせるというよりは、問題が生ずる場面がどこにあるかを提示するというこ

と、すなわち、Practical Issues をまず提示するということが主眼であった。

## 2 二重課税議論の枠組み

議題 に関する議論は、直接税でかつ法人に関する二重課税の排除が適切に行われているかどうかを中心とし、また、理論編というよりは、『従来どのように言われ、考えられていたが、現実の実務ではこういう事情がある』と、様々な具体例を提示する仕掛けになっていた。

例えば、Conventional Wisdom と Reality という表現がなされ、その Conventional Wisdom とは、神話や都市伝説とまでは露骨に言わないまでも、よくこう言われているけれども、そのような場合には限らないということを見せ、かつ Reality というところにいる問題がある場面を紹介する、幾つか論点を現実の事例に対比させて紹介するというのがこのセッションの仕掛けである。

さらに、『仮説 1・2・3』を、少し芝居がかって紹介し、『現状ルールのいろいろな問題点に対し簡素な解決策があるのかどうか』、『従来言われているように、国外所得免除方式の方が全然問題ないというのかどうか、あるいは国外所得免除方式は全然いいことがないということはどうか』、『OECD の国際協調はともかくとして、各国の政府は十分なことをしているのかどうか』、以上この 3 点を、議論が終わった後で会場から投票してもらうという演出がなされた。

上述の通り、ここでの議論は、間接税、国内的な法人・株主の二重課税は対象外となっていた。個人の二重課税、それから二重非課税で、経済的二重課税対法的二重課税の問題、それから移転価格の問題などについては、あまり触れられていない。

「ビジネスインカム<sup>10</sup>の二重課税の排除」という議題のビジネスインカムというのは、いわゆる租税条約 7 条で規定されている所得という意味合いで使われている。これは後の具

体的な事例にも挙がっているが、7 条の立ち位置にも触れるような論点となる。

まず、二重課税が単に税金の負担の問題ではなく、問題になるそもそも論について触れられ、投資や雇用に悪い影響がある、あるいはトレードの問題、平等な競争の場を提供することが大事ではないかが説明された。なお、Laffer Curve による説明がなされていたが、国内でたばこ税を上げたらどうなるかのような議論であれば、それに当てはまる可能性はあるだろうが、国際的な企業の海外進出がこういったグラフで、つまり税率や税負担だけで進出の意思決定をするのかは疑問なところである。

## 3 各国レポートの総括

基調報告として、ナショナルレポートを総括する報告があった。報告は、『Conventional Wisdom、すなわち、従来からこういうことが言われていたが、Real World、これが実態だ』と、常にこの対比により報告が進行した。

まず、全世界所得課税と、テリトリアル主義のそもそもの違いから述べられていた。Real World では、テリトリアルの課税だから、法的二重課税の問題が生じないのか、全く無視していいのかという問題もあり得る。実際の経済活動においては、いずれの方式であっても企業あるいは納税者の方は、二重課税、特に経済的二重課税のところは避けて通れないという紹介があった。また、そもそも論として、外税控除方式と国外所得免除方式のしくみについて、説明された。

なお、日本になじみのない免除方式についてコメントすれば、免除した所得を課税所得の税率の決定に考慮する場合がある。これはいわゆる累進付き免除といった制度で、現にヨーロッパでも多くの国で採用されている。わが国の租税条約もよく見てみると、相手国の 23 条（二重課税排除条項）の規程ぶりの中に、このようなことが実は書かれている<sup>10</sup>。

したがって、実際には所得免除といっても、

免除するのは税額を控除する国が多いものと思われる。

さらに付言すれば、外国税額控除のフルクレジットは、とにかく海外で払った税金は、法人税から全額控除する、要するに国内の実効税率を越えて、とにかく払ったものは自国の法人税から税額で控除するという仕掛けで、昔からコメンタリーにも書かれているが、このような仕掛けの政策論が成立するのか疑問である。かつてのインドのように60%の法人税を払って、30%税率の居住地でフルに引いてしまうと、それは国内所得にも食い込むといった話であり、現実的でなかるうが、いまだにこのような方式も紹介されていた。

課税ベースの哲学についても、定型的に紹介されていた。ポイントは、課税ポリシーを議論するときのテリトリアルかワールドワイドかという話と、具体的な計算の手法は必ずしも一致しないということかと思われた。

Real World であるが、まず所得免除といっても、パッシブインカムの扱いをどうするのか、あるいは条約でどのように修正されるかという問題もあることが説明された。すべての所得を国外所得免除とすれば、完全なテリトリアルになるが、ヨーロッパのように、アクティブインカムだけ所得免除をするという制度が多いものと思われる。そうすると、パッシブとアクティブの切分けというか、パッシブをどうやって認識するか、どこまで許容するかというのが、1つの制度論であり執行の問題点となる。

また、純粋な外税控除方式はないことが説明された。これも日本のように、子会社配当は免除するという外税控除の国もあり、あるいは国内法では外税控除だけど、条約相手国との間では免除方式にしようといった租税条約も現に存在する。日本の条約例を見ても、相手国の中にこのようなことを書いた所を探すことができる。

以上のように、典型的な免除方式の得失や、

典型的な外税控除の困難性や複雑性が、どうも現実には一概には言えない、両方ともいろいろあるとされていた。

各国のナショナルレポートを見て、二重課税を排除する制度にはABCの3パターンがあるという紹介があった(Aというのが全世界所得課税をする国であり、Cはテリトリアルをやる国で、AとCの間にあるグループBがいわばハイブリッドの国)。

なお、ハイブリッドの定義付けは、海外支店については免除ではなくて外税控除、それから子会社配当等ではないようなパッシブインカムについては、外税控除を残す一方、子会社配当、支配配当についてはエグゼンションを採用する国である。また、支店所得は、条約の特約として免除方式を使うといった、このようなカテゴリーの国である。具体的にはベルギーやカナダなどが紹介されている。税制改正後の日本も、どちらかということこのカテゴリーに入るものと思われる<sup>(11)</sup>。

次にConventional Wisdomの話として、免除方式と外税控除方式の得失が紹介された。免除方式については、(議論のためにであろうが)あえてステレオタイプに報告されていると思われるが、メリットとしては簡潔で執行のコストも少ないこと。デメリットとしては、内外配分の上で国外所得を認識するルールが必要であること、それから海外損失を面倒見ないこと、いわゆる租税計画に対して誘因的なことが紹介された。

それに対して、外税控除方式については、裏返しとして、経費控除の内外配賦について、あまり問題ないというようなことが挙げられている。なお、この点は、我々の実感とは異なるものであった。例えば、控除限度額を計算する場合に、典型的には共通経費のようなものを国内所得に配分するか、国外所得に配分するかによって、外国税額の控除限度額が変わってくる。そこが非常に問題で、かつてのアメリカの10のバスケットや、日本の簡

易バスケットなど、そういう措置も結局ここに帰着するので、経費の内外配賦に悩みがないといったところは、少しステレオタイプ過ぎるのではないかと思われた。

海外の損失をなんとかできるのが魅力であるかのように報告されていたが、そこは立場の違いがあるものと思われた。租税計画に対しての評価も同レベルであるということであるが、本当にそうなのか、問題ない制度かなというのが実感である。

対して、デメリットとしては、やはり限度額計算や間接外税控除について非常に複雑で、かつ手続的にも、事務的にもコストが掛かるということが挙げられている。さらには課税当局についても、行政コストが掛かるということも報告された。

現実の話としては、理想的な世の中はないこと、すなわち、国外所得免除・外税控除両方のシステムの共に二重課税のリスクが実はあるということが紹介された。

ところで、触れておく必要があるのは、そもそも二重課税というのは排除措置の優劣の問題ではなく、二重課税がどこで生ずるのかと、例えば源泉ルールの競合や、居住性の競合など、二重課税が生じ得るところを従来議論してきたものである。今回の議論は、排除措置の優劣ないし得失を議論しているのが、議論の限界である。もっとも、議論の末尾に Other Issues ということで、本来そもそも論であった二重課税が生じ得る場面が手短かに紹介されている。

したがって、今回の議論の中心を付度（そんたく）すれば、二重課税の排除措置の優劣を争うというよりは、両制度ともやはり租税計画に対しては弱いということ、制度設計と執行の仕方、いずれにしても複雑になる要因が挙げられており、「両制度とも」執行に手間がかかること、したがって、執行が具体的な場面でどう働くかということ、個別に見ていく必要があるということが、パネルディ

スカッションの示唆するところであったものと考えられる。

#### 4 パネルの検討

パネルの検討では、Conventional Wisdom と Reality について具体的な例に基づいて紹介がなされた。検討の視点は、1 点目が Expense Allocation（経費の配賦）、海外損失の控除が 2 点目、タックスプランニングに対する脆弱性・誘引性が 3 点目、複雑性が 4 点目であり、これら 4 つの論点から幾つか事例が挙げられた。

##### (1) 経費の配賦

従来、経費の配賦については、所得なきところに経費なしということ、海外所得を disregard する以上、海外所得には経費なしということである。外税控除については、ある経費を国内所得に付けるのか、海外所得に付けるのかという問題である。

外税控除については、実は個々の経理処理の問題なのか、そもそも論なのかというところが問題となることをコメントしたい。一例を紹介すると、当期に発生した金利は、国内の金利なのか、海外の金利なのかという問題であり、なかなか難しい議論である。そもそも Money is fungible の世界であるので、仮にある銀行から、海外工場 A のための運転資金などという約定で金を借り入れたとしても、結局そのお金がどこに行くかというのは企業の資金計画である。あるいは通貨別で管理すればいいのかといっても、なかなかそれでも資金の紐つけはうまくいかないということで、そういうことを実際に制度化した米国の事例などもある。

また、例えば特許を開発するという場面を考えれば、知財の開発のために、千三つ万三つの成果物を狙って、人件費と償却費を每期毎期計上して、その間、期間費用として費用化している。これは何年にもわたって、国内の課税ベースを減らす方向に働くことになるが、千三つ万三つから出来上がった特許権な

どの知財から海外使用料を受け取ると、これが海外所得になって、外税控除の控除枠を作ってしまう。それに対し、人件費、償却費を資産化しておいて、使用料をもらったときにマッチングさせるのは、実際的には不可能なので、こういった特許権のロイヤリティのケースで考えれば、構造的に国内の課税ベースを減らして海外所得で結実することになる。全世界所得も生じるが、過去に計上した人件費等を考慮しない外税控除も生じることになる。ここは、個々の企業の maneuver の問題ではなく、税制がとても仕組みえないというようなところでもある。したがって、内外の経費配分の悩ましさというのはいろいろなレベルであるということになるものと思われる。

実際の外税控除の議論では、海外への配賦が多過ぎる、あるいは、諸処の理由で、外税控除の限度額が過少に減らされる。ここもどちら側から見るかの話で、ある経費を内か外か、どちらに配賦するかというのはなかなか議論が尽きないところでもあり、そのための事務コストも生じることになる。したがって、事務コストを減らせるという 1 点においては、一見して免除方式がいいかもしれないが、そもそも内外どちらという議論は、なかなか本質的な解決は難しい話かと思われる。

今回の報告では、一応外税控除方式は二重課税につながる can (かもしれない) と報告されているが、なかなか微妙なところであると考える。

免除国の例をみると、本部経費と海外支店への配賦の問題があるとの報告である。どのくらい本部経費を海外支店に負担させるかという問題と、それから実際海外支店の所在地国において、どのくらい認容してもらえるかという問題など、やはり R 国と S 国の、あるいは PE 国が一致しないというところは、避けて通れないものと思われる。

支店ではなくて子会社の場合には、子会社

のために発生した経費を、どのくらいまで認容できるかが問題となる。例えば、親会社が子会社のために発生した経費といっても、子会社のために役務提供をしたのか、そもそも株主として当然払うべき費用なのか、なかなかわからないところがある。フランスでは、従前から海外配当を免除するときに、95%免除する方式をとっていた。日本が今回の税制改正でそれを見習ったかどうかはわからないところであるが、やはり配当免税の対象から 5%ないし 10%を除外するということが、制度の実例では認められるところと思われる。

米国の例をみると、実は米国が経費の控除に対して非常に厳格に、(国際合意をある程度無視してでも) 厳格な課税を仕組んでいる。単純な例を挙げると、古い条約の 7 条 3 項には、「PE のために生じた費用は控除する」と書いてあるが、国内税制では「リーズナブルな額を控除する」と書いてあって、「リーズナブル」と色が付いている。このように適正課税を狙うというのが、逆の面から見ると厳格すぎるルールと映ってくる可能性もある。

オバマ大統領の改正提案として、国内管理をしたときだけ経費を認めるといった改正案が提案されている。これも提案されて実現しなかったものと同様の提案かと思われる。R & D の費用も、国内の研究所は控除してあげるけれども、海外の研究所は控除しないなど、そういった提案は昔から出たは消え、出たは消えの経過をたどっている。このあたりは、なかなかそれも企業からすると、認容し難いところがあるものと思われる<sup>(12)</sup>。

ステレオタイプな例で言えば、生産拠点は海外に行くけれども、開発は国内に限るとするのはなかなか持続的に存立しないように思われる。インテルの話は有名である。インテルは、CPU の開発を国内とイスラエルで並行してやっており、これは単に時差を超えて効率的に稼働するというだけではなく、設計思想の違うものを開発している。

このように、単に 24 時間使うために研究拠点を分ける、あるいは研究者の件費から研究拠点を割くということではなく、いろいろな理由から研究拠点をグローバルにすることも現実にあるので、単に国内で落とした経費だけを考慮するといった政策はなかなか実現しないのではないだろうか。

## (2) 損失の控除

損失の控除の問題について、コンベンショナルな話として、免除方式と外税控除方式の違いがある。

従来から言われる免除方式は、海外経費は無視することから二重課税が生ずると報告されている。しかしながら、テクニカルには、二重課税なのかどうかは疑問なところである。そもそも海外の収益ひいては所得は課税しないとやっているのに二重課税ではないはずであるが、海外経費が政策的に全然考慮されていないことが問題だというように理解するしかないものと思われる。

現実の世界ではどうなっているのか、外税控除方式であったとしても、いろいろな適正化というか、控除制限のルールを作っている。特則の一つとして、海外支店の損失を取り戻すという recapture もあるが、この辺の発想はどうも日本の税制では思いつかないところである。すなわち、進出形態から考えると、代理人から進出して支店を設置し、現地子会社化するというような発展形態かと思われるが、支店形態から現地子会社化するとき、支店段階で生じた海外損失、事業の立上げで赤字であれば、全世界課税をするとその赤字も当然法人税の課税ベースを減らす方向に働き、国内で納める法人税が減っていたわけである。それを組織再編して現地子会社化するとき、今まで国内の課税ベースを減らしたのに対して帳尻合わせをするのが recapture の例である。日本の法人税の制度設計からは考えられないところであるが、そういった議論があるかもしれない。

現実の問題とすれば、外税控除方式だからといって海外損失をなんとかしてくれているわけでもないというのが、ここの報告であったように思われる。

1995 年から全世界課税に移行したブラジルの例が報告された。ブラジルでは課税するときは全世界であるが、損失の取扱いについてはここで内外バスケットを作って、海外の損失は海外のゲインあるいはプロフィットからしか控除させない仕組みとなっている。このような、いいところ取りの全世界課税をやっている国もある。また、フランスの例では、政策判断で海外の損失は無視すると言いつつも、特定の業種や企業規模などによっては、特例を認めることもある。以上のような例が紹介された。

## (3) タックスプランニング

タックスプランニングに対しての脆弱性ないし誘引があるかどうかの議論がされた。

伝統的にどのように考えられていたかについては、免除方式というのは海外の所得をダイレクトに落としてしまうものであることから、非常にプランニングの効果が高く、その意味ではプランニングを誘引する可能性があると考えられ、その誘引の度合いは、外税控除よりも大きいというものが伝統的な説明である。

現実世界の話では、両方式とも、同じぐらい租税計画には脆弱であるということが紹介されている。各国の税制度によって誘引の度合い、あるいはプランニングしたときのご褒美の度合いが随分変わってくることに、また、ある年度の課税所得だけではなく、課税の繰延べといったところも制度によって随分違うので、そういったご褒美の度合いも違うという紹介があった。

免除方式の事例が報告された。免除方式の対象となる国外所得は、通常アクティブ所得に限られる。典型的には事業を行う子会社の配当、実業事業を営む支店の所得、国によってはそれに係るキャピタルゲインまで広げて

いるが、いずれもアクティブインカムという位置付けで、実業の観点から所得免除するということに制限することがある。逆に言えば、パッシブな所得は課税しつつ、外税控除を適用させる制度の有無の問題ということになる。

また、フランスのように、そもそも国外所得をディスリガードすると言いながら、その一方で CFC ルールがあるというのは創設的な取り込みとしか言いようがない。日本のように一部の論者において便宜言われるような、配当を前倒しでみなし課税するというような説明もできないが、国外所得免除の国であっても CFC 課税が行われている現実があるという紹介がなされている。

さらに、内外区分については、artificial な取引を作ることによって、内外の遷移はでき得るという紹介もなされている。

この他、配当受皿会社を作って免除方式を活用するという仕掛け、パートナーシップを介在させて、エンティティの取扱いが両国で違うことを狙った仕掛け、一種の Back to Back ローンを使うことにより非関連者を介在させて過少資本税制を回避する仕掛け、さらには、累進付き国外所得免除の仕組みでは、海外所得には課税しないけれども、累進税率や段階税率がある場合に上積みの税率区分、税率ブラケットを適用するため、そういう国では免除された所得であっても税率に影響することなど、について紹介された。

#### (4) 複雑性

複雑性に関して免除方式と外税控除方式でどう違うかということであったが、手続的にあるいは事務的に非常にコストが掛かるといったことが、事例とともに紹介された。ほとんど周知の内容であったが、確認的に紹介されたものであろう。

#### 5 二重課税を生じる例

本来的な、あるいは本質的な論点について、末尾で紹介されていたことを付言しておく。排除措置の優劣得失ではなく、そもそも

二重課税がどのようなところで生じるかについて、紹介があった。

#### (1) 源泉判定の競合

源泉判定の問題では、トライアングュラー・ケースが競合の事例として紹介された。これも以前語られたベーシックな問題である。B 国の法人が C 国に支店を設置していたが、C 国は、その支店に対して移転価格課税をするケースである。対象取引自体は C 国の支店と A 国に所在する B 国法人の子会社であった場合に、租税条約はどのように適用されるのかという話である。C 国に所在する法人(支店)の居住地国は B 国であることから、法律的には、B 国・A 国間の条約を活用した相互協議で頑張ってくれということになるかもしれないが、それで解決するのかというのが問題提起であると思われる。

#### (2) 所得の性質決定

事例はブラジルにおいて、フランス企業を課税した事例である。問題は、ブラジルの課税当局がフランスの企業に対して、国内からの役務提供をどう課税するかという点であった。

企業からすれば、これは租税条約 7 条の問題だから、PE がなければ課税せずということになるが、役務提供というのは、ブラジルから見れば租税条約 7 条ではなく、その他所得になるということで、租税条約 21 条を適用している。紹介された事例は、OECD モデルの 21 条そのものではなく、源泉地国に課税ができるタイプのその他条項だと思われる。

そもそも論としてコメントすれば、租税条約 7 条と 21 条の見出しを見ると Business income と Other income になっているが、7 条の文言を見ると Profits of an enterprise となっている。要するに租税条約 7 条は、包括的な支店の所得として書いてある。他方 21 条は Items of income . . . not dealt with in the foregoing Articles . . . と記載され、要するに前各条で定めていないものは 21 条



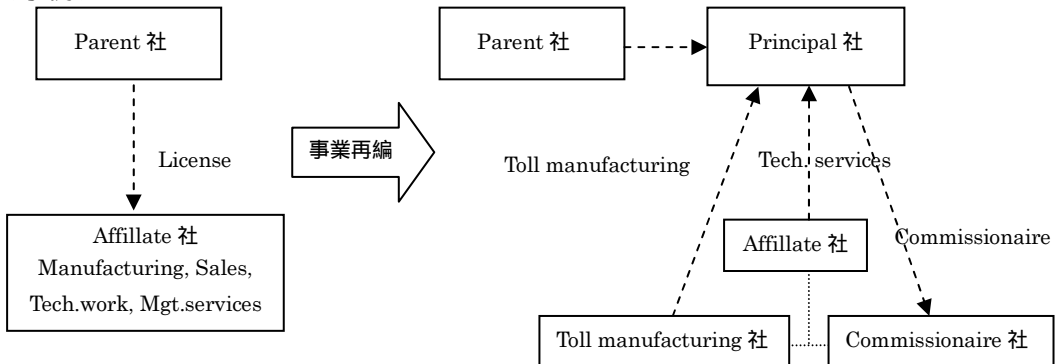
に行くとした規定されていないので、少なくとも企業の 7 条所得に関する限り、21 条が登場する場合があるのかという問題となる。この哲学的な問題が、両国では異なる立場であったのであろう。

ちなみに、官報で公示される条約テキストでは、条の見出しが付されていないのが通常である。他方、市販の条約集では「編者注」ということで見出しが振ってある。見出しには、読者において一定の効用があるのかも知れないが、国内での個人所得税の議論と同様に、『事業所得』なり『雑所得』など類推で、条約上の Business income と Other income が考えがちになるとすれば大きな副作用と思われる。条約の見出しではなく、条文をよく読んでみると、そうではないのが分かるからである。

次に Entity Classification の問題である。ある事業体が、条約締結国のこちらと向こうでどのように見えているかというところで、競合が起こる場合がある。これについては、OECD の議論もあって、現行の日米条約では特則を設けて、相手国での性質決定を尊重するとしている。基本的にはこのような条約上特則を設けない限り、競合が起こる可能性がある。

1 ケーススタディ

〔事例〕



(出所：IFA 総会で使用された取引図を単純化している。)

6 結論

パネルは、結論として Recommendations という言い方をしつつも、常識的な提言を行った。「条約を遵守しましょう」、「支店についても相互協議を認めるべき」、あるいは、これは当局に向けて言っているかと思われるが「相互協議を柔軟に活用しましょう」などである。

最後に、議題の導入部分で紹介された 3 つの仮説に対する投票が行われたが、満場一致して否決されたというのが結論であった。

セミナーA:付加価値税の局面における事業再編<sup>(13)</sup>

1 概要

セミナーAは3つのパートから構成されていた。第1部では、議題で取り上げられたケーススタディのシナリオが説明された上、付加価値税と法人税の主要な違いが分析された。第2部では、国際的事業再編プロセスに関する付加価値税の取扱いに焦点が当てられ、いくつかの国々におけるアプローチがパネリストにより議論された。第3部は、付加価値税の側面からみた国際的事業再編取引に関するまとめである。

セミナーAでは、このような国際的事業再編取引について、付加価値税の側面から検討をしている<sup>(14)</sup>。

セミナーAでは、議題 において取り上げられた国際的企業グループの国境を越えた機能・リスクなどの組替えによる国際的事業再編に関する課税上の問題について、議題 と同様に、販売形態での事業がコミッショネア（問屋）形態と受託製造業者に事業再編された取引のケーススタディに基づき、検討がなされている。

ケーススタディでは、企業が国際的事業再編取引を行う前には、次のような事業が行われていた。グループ親会社である Parent 社は、その子会社である Affillate 社に対して、ある製品の製造及び販売に関するライセンスを供与している。子会社である Affillate 社は、そのライセンス契約に基づき Affillate 社が所在するローカルマーケットの顧客やグループ企業に対して、自己の勘定でその製品の製造販売を行っている。また、Affillate 社は、自己の勘定で製造工程の改良に繋がる技術研究を行うとともに、グループ企業にテクニカルサービスを提供している。

そして、国際的事業再編取引が次のとおり行われている。最初に、前頁の図にあるように Parent 社は、Principal 社を設立し、Affillate 社の株式を Principal 社に移転する。次に、当初 Affillate 社に供与していたライセンス契約を終了させ、新設した Principal 社にそのライセンスを供与する。そして、Principal 社が Parent 社に代わって新たに設立した Toll manufacturing 社との間で、製造に関する委託製造（toll manufacturing）契約を、また、Commissonaire 社との間で販売に関するコミッショネア契約を締結する。Affillate 社には製造工程の改良に関連するテクニカルサービス部門が残されている。

事業再編後の取引は、次のとおりである。Affillate 社は Principal 社に対して人材を供給する。Toll manufacturing 社は、Principal 社のために受託製造を行い、Commissonaire 社は、Principal 社のために問屋（コミッショ

ネア）として、顧客に対して自己の名をもって商品の販売取引（B2B.B2C）<sup>(15)</sup>を行う。また、Affillate 社は、Principal 社のために製造工程の改良に関連するテクニカルサービスを提供する。

事業再編後の取引をまとめると、従来、Affillate 社は、Parent 社からライセンス供与を受け、自己の勘定で製品の製造販売を行っていたが、事業再編が行われたことによって契約の当事者が Parent 社から Principal 社に代わり、新たに Principal 社との委託製造契約、コミッショネア契約を結ぶことにより、Toll manufacturing 社は、Principal 社のための委託製造業者となり、Commissonaire 社は、Principal 社のため問屋（コミッショネア）に変化した。そして、Affillate 社には、Principal 社のためにテクニカルサービスを提供する事業だけが残ったということになる。

以上が検討のために挙げられた事例である。

## 2 付加価値税に関する検討の視点

付加価値税の取扱いを検討するため、セミナーにおいては、最初に法人税と付加価値税に関する基本的相違点が分析された上、OECD における付加価値税の中立性に関する議論等がなされている。

### (1) 付加価値税と法人税の相違点

付加価値税と法人税の間の相違点について、次のような分析がなされた。

- 付加価値税が同じ利用できる所得の個人に対して同じ納税を割り当てることによって水平的公平性を推進する傾向がある一方、所得が相違する納税者には支払能力に応じて相違する税が負担されるべきであるとする法人税は垂直的公平を推進しており、この意味において、付加価値税と所得税は補完的な役割を果たしていること
- 付加価値税の場合の法的主体は支出である一方、法人税の主体は納税者の状況により決まる所得であること
- 法人税の最終的な納税義務者の定義は幅広

い一方、付加価値税の納税義務者の定義は狭く、単に税を徴収するエージェントであり、付加価値税の真の対象者でもないこと

- 国際的な文脈における相違点では、法人税には PE 概念が使われている一方、付加価値税の場合には、いくつかの例外はあるものの、その課税権は供給が消費されると思われる国に与えられていること

セミナーでは、このように最初に付加価値税と法人税との課税対象、課税標準、納税者、国際面における相違点などについて分析することで、問題点に関する理解を深めている。

付加価値税については、国内で行われた取引が課税対象となり、それが納税者の居住性に関係なく、課税されるという消費地課税主義が適用されるため<sup>(16)</sup>、法人税とは、相違する視点での検討が必要となる。

## (2) 付加価値税に関する視点

セミナーでは、次のような 2011 年 6 月 28 日に OECD から公表された付加価値税の中立性に関するガイドライン<sup>(17)</sup> (以下「OECD 付加価値税ガイドライン」という。)に関する議論なされた上で、事業再編取引に関する視点が検討された。

OECD 付加価値税ガイドラインに関しては、次の中立性に関する 3 つの指針 (ガイドライン 1~3)、国際貿易における中立性に関する 2 つの指針 (ガイドライン 4、5)、コンプライアンスに関する指針 (ガイドライン 6) が挙げられ、このようなガイドラインから、財・サービスの仕向地又は消費地国において課税するという仕向地原則<sup>(18)</sup>が導かれるとした。

ガイドライン 1: 付加価値税自体の負担は、明確な法律の規定による場合を除き、課税対象の企業が負うものであってはならないこと<sup>(19)</sup>

ガイドライン 2: 類似した取引を行う類似した状況下の企業は、同程度のレベルの課税に服さなければならないこと<sup>(20)</sup>

ガイドライン 3: 付加価値税の規則は、企業の意味決定に主たる影響を及ぼすことがないよう立案されなければならないこと<sup>(21)</sup>

ガイドライン 4: 税制のレベルに関して、税を支払う又は支払うべき国の国内企業と比較して、外国の企業が不利な立場に置かれたり、優遇されるものであってはならないこと<sup>(22)</sup>

ガイドライン 5: 外国の企業が回収不能となる付加価値税を生じさせないため、政府はいくつかのアプローチを選択できること<sup>(23)</sup>

ガイドライン 6: 外国の企業に対する特別な行政上の条件が必要と考えられる場合、それらが不相応又は不適当なコンプライアンスの負担となってはならないこと<sup>(24)</sup>

そして、このような原則を考慮した場合に、付加価値税に関しては、

- 事業再編取引においてどのような取引が課税対象となるのか
- 課税対象取引が決められた場合に二重課税が生じるか
- 付加価値税の法的な目的を考慮した場合に消費や役務提供がない事業再編取引への課税が正当化できるのか
- 継続性を移転するルール (Transfer of going concern) が適用されるか
- 『グループ付加価値税制』 (VAT-grouping) が適用となるか

が、問題となるとした。

その上で、最終的にパネルは、事業再編取引に関する付加価値税の検討項目として、

「ライセンス契約の終了」 (Terminating license agreement)、 「会社の設立及び株式の移転」 (Establishment of companies & transfer of shares)、 「事業再編により分割された事業活動」 (Hiving down business activities)、 「事業再編取引に係る付加価値税上の否認のリスク」 (Risk of rejection of the reorganization) の 4 項目を抽出した。

法人の所得を課税対象とする法人税に関する

る国際的事業再編取引の検討視点が、「納税者による事業再編取引を税務当局が『再構成』し得る状況は何か」、「価値あるもの(ビジネスチャンス、潜在利益、のれん)といったものが移転しているのか、また、その価値はどのように評価するのか」、「関連企業間で契約の再交渉や終了をするとどのような課税をもたらすのか」、「事業再編において『代替し得る選択肢』は何か、また、どのような状況で適用されるべきか」となっていることに対し、付加価値税に対する検討視点として、このような視点が抽出された理由は、財や役務提供などの消費に着目する付加価値税の特徴が現れているものと考えられる。

なお、『グループ付加価値税制』(VAT-grouping)については、設計がうまくなされ、一貫して適用された場合には、効率性の向上やコンプライアンスコストの削減効果があることが指摘されるとともに、この税制が国際的な取引の場面においては一定の制約があることが報告された。

### 3 付加価値税に関する検討

付加価値税に関する検討においては、最初に各項目に対する一般的な論評がなされた後、パネリストから、パネリスト参加国(アルゼンチン、ドイツ、フランス、スイス)におけるその取扱いが分析された。

#### (1) 総論

1点目は「ライセンス契約の終了」である。グループ企業内でのライセンス契約の終了に関する支払(Compensation)が、付加価値税の対象となるか否かについては、『仕向地原則』(destination principle)が当てはまる。また、ライセンシーが付加価値税の対象となる事業を継続するか否かにより既に控除済の「仕入税額」(input VAT)に調整が生じることが指摘された。

2点目は、「会社の設立及び株式の移転」である。会社の設立及び株式の移転は、付加価値税の対象とならないが、それらに関連する「仕入税額」(input VAT)は、特定の条項、

例えば、課税対象とならないような事業に当たらない場合には控除できる。

3点目は、事業再編により分割された事業活動である。事業再編により分割された事業活動に関する付加価値税の重要な問題点は、

『継続事業』(going concern)の移転に対する特別なルールがあるか、付加価値税の取扱いは報酬の有無によるべきか、事業活動の変化に応じた「仕入税額」(input VAT)の調整をすべきか否かであるとし、立法論としては、『継続事業』(going concern)の移転に関するルールは、キャッシュフローの中立性を推進すべきであり、コンプライアンスコストの削減や税収の確保を考慮すべきことが説明された。

最後に、4点目は、「事業再編取引に係る付加価値税上の否認のリスク」である。課税当局における事業再編取引に関する付加価値税上の問題は、課税当局が、付加価値税上の租税回避否認規定に基づいて否認できるか否か、また、法人税法上の否認が体系的に付加価値税上の否認に繋がるかにあるとした。

#### (2) 各国での課税関係

上記の4項目に関するアルゼンチン、ドイツ、フランス、スイスからのパネリストによる各国における付加価値税の適用関係の概要は、要旨次頁の表のとおりであった。

各国の付加価値税に関する取扱いをみると、ライセンス契約の終了、会社設立などの点に関しては、各国ともほぼ同様な取扱いになっている他、付加価値税上、事業再編取引に係る否認リスクも同様に認められる。

一方、事業再編により分割された事業活動に関しては、課税対象となる国、ならない国と対照的に相違しており、付加価値税の取扱いが必ずしも一致していないことが分かる。特に、ドイツやフランスにおいては、『継続事業』の移転に該当する場合には、付加価値税についても特例が設けられており、事業が継続される場合の課税に配慮されている点が注目される。

検討の視点	アルゼンチン	ドイツ	フランス	スイス
ライセンス契約の終了	課税対象外(活動の場合を除く)	支払が補償の場合には課税対象外	支払が補償の場合には課税対象外	終了条項がある場合は課税対象外。他の場合は課税リスクあり
会社設立及び株式の移転	会社設立は課税対象外であるが、現物出資は課税対象  株式の移転は課税対象外	会社設立は課税対象外であるが、現物出資は課税対象。ただし、100%子会社の株式の移転は『継続事業』の移転とされ、課税対象外 一定の株式の移転は課税対象	会社設立は課税対象外であるが、現物出資は課税対象  『継続事業』の移転の場合、株式の移転は課税対象外	設立費用が企業に再投(recharged)されなければ、会社設立は課税対象外。現物出資は課税対象 2010年の新税制により、事業再編費用により生じた付加価値税は全額控除可能
事業再編により分割された事業活動	課税対象外	親会社の課税対象取引。対価の支払がない場合に特例あり	2 事業体間における事業分割は、課税対象外	課税対象
付加価値税上の事業再編取引に係る否認のリスク	実質主義原則による課税リスクあり。法人税上認められた事業再編取引は付加価値税上も認められるべきである。	一般的租税回避否認規定の適用可能性あり。法人税法上の否認された事業再編取引は付加価値税上も否認される。	事業を継続した者は課税リスクを軽減するため、その実体が必要。法人税法上、正当な事業再編取引は付加価値税上も否認されるべきでない。	実質主義原則による課税リスクあり。法人税法上の否認された事業再編取引は、付加価値税に関する不正行為の調査が多く実施される。

#### 4 付加価値税に関する問題のまとめ

パネルは上記の議論等を踏まえ、事業再編取引に関する付加価値税上の各国の問題等が説明された。

アルゼンチンでは、事業再編取引の実行日に関し法的な見方と実際の実行日との間で相違し問題となるケースがあること、ドイツでは、『事業継続』の移転に関する規則に適合するか否かが重大な問題となること、フランスでは、2 事業体間における事業分割は課税対象外とされるが国際間の取引では適用対象外となる場合があること、スイスでは、付加価値

税の課税漏れ回避の重要性などが指摘された。

最後に結論として、取引や資金フローの増加は、コンプライアンスコストの増加、過剰な付加価値税による資金コストの増加、あるいは、課税当局の税務調査のリスクにつながることで、効率的な税制は、上手に設計され効率的に運用されるシステムとともに、国際的な事業の場合には企業にとっても十分な課税リスクマネジメントが求められることが指摘された。

従来、付加価値税については、主に国内の

市場で取引が中心であり、法人税の課税関係に比較すると、国際間の取引に関しては国境税調整<sup>(25)</sup>を通じて精算されることであまり注目されることがなかったように思われる。

しかしながら、近年では、財、サービスの国際貿易の拡大により、付加価値税の二重課税や不正取引<sup>(26)</sup>などの問題が生じ、各国の付加価値税に対する関心は高まっており、今後、国際取引に関する VAT の分野においても、OECD や IFA 総会といった場において、国際的なコンセンサスが形成されることが期待される。

#### セミナーB：法人税の課税ベース

近年、所得に対する法人課税を一部代替あるいは補足するため、コストや総収入など法人所得に代わる代替的法人課税ベースの税制が、多くの国々で導入されている。セミナーBでは、これらの税制が導入される理由、方式、問題点に関する議論<sup>(27)</sup>が、各国に導入された代替的課税ベースの説明とともに行われた。

##### 1 代替的法人課税ベース導入の理由

各国がこのような代替的課税ベースを導入する傾向にある理由としては、所得課税の複雑・困難化に伴うコンプライアンスコストの増加、租税回避の行為や恒久的に所得課税を支払わない納税者の増加、法人税率引下げ競争、追加的税収確保の圧力があげられた。また、イタリア、ドイツのように、地方公共団体の税収確保の手段として導入された例も紹介された。

##### 2 各国で導入された方式

各国で導入された方式としては、まず税率は低税率であり、課税標準は、不動産、賃金などのコストをベースにした算定（メキシコ<sup>(28)</sup>（2008年まで）、アルゼンチン<sup>(29)</sup>、フランス<sup>(30)</sup>）、売上総利益・付加価値・キャッシュフロー等をベースにした算定（メキシコ（2008後）、ブラジル<sup>(31)</sup>、イタリア<sup>(32)</sup>）

その組合せ（ドイツ<sup>(33)</sup>、米国<sup>(34)</sup>）があることが紹介された。

また、法人税課税との関係については、法人税の一部である場合（米国の例）と、完全に異なる税目として導入される場合がある（ドイツの例）こと、また、所得課税算定の上で経費として控除する場合（ブラジルの例）や税額控除が行われる場合（アルゼンチン及び米国の例）があることが紹介された。

このように、世界各国で所得金額に代わる課税ベースが広く導入されている。

##### 3 代替的法人課税ベースの問題

代替的法人課税ベースの問題点としては、担税力が無視されること、競争力が高い業種により不利な取扱いとなること、株主・消費者等に対する転嫁性がないこと、投資に対する課税となる（将来の成長・増収を犠牲にする）こと、二重課税を生じさせるおそれがあることが挙げられた。また、フランスでは、このような税が課税当局以外の税に関する知識が少ない機関により取り扱われ、税の賦課・徴収に関する手続きが適用されず、納税者が十分に保護されていない例があることが指摘された。一方、利点としては、課税当局の算定・徴収が容易であること、最低限の税収が確保されること、租税回避にある程度対抗できることがあげられた。

最終的には、代替的な法人税が所得課税に対する税から税額控除される場合には、将来の税の前払いであり問題が少ないと考えられるが、一般的にこれらの税は健全な経済発展に影響を与えるおそれがあり、納税者に対する公平性の観点からも国際的な受容性の観点からも問題があるため、伝統的な所得課税方式が望ましいとの意見でパネルメンバーは一致した。

##### 4 代替的法人課税と租税条約の関係（第2条）

代替的な法人税が、明確に租税条約の二重課税排除の対象税目となっていない場合に問

題が生じている。

イタリアの代替課税方式である Imposta Regionale sulle Attivita (以下「IRAP」という。)が米国で外国税額控除を否認され、相互協議の解決として、一定の算定方式によって調整された IRAP 税額の外国税額控除を認める「一時的解決策」が米国 IRS とイタリア当局との間で成立した経緯<sup>(35)</sup>が紹介された。

米国の規則上では、純利益又はその純利益に代わる指標に対する税が外国税額控除の対象とされるが、代替する指標に該当するか否かは主たる経費の控除が認められるか否かで判断されることとされており、人件費の控除が行われないイタリアの IRAP 並びに関連者に対するロイヤリティや利息支払について控除が行われないメキシコの地方税である IETU ( Impuesto Empresarial A Tasa Unica ) は、本来は対象とされないと考えられ、IRAP に係る外国税額控除が認められたのは例外的と考えるべきことが説明された。

また、これに関連して、ドイツのビジネスタックス ( 営業税 ) は多くの租税条約上で対象税目として特掲されており、租税条約の適用には問題がないものの、ビジネスタックス税制上で外国税額控除の規定がないことから、例えばビジネスタックス ( 営業税 ) の課税対象となる所得で、国外で税が課された場合には二重課税が生じていることが紹介された<sup>(36)</sup>。

まとめとして、多国籍企業にとって、将来的にこのような代替的法人税に一層注意する必要があることが指摘された。

#### セミナーC：外国税額控除 VS 国外所得免除

セミナーC は、法人税の国際的二重課税問題を扱った議題 「事業所得に係る二重課税排除のための実務上の主要論点」に対するその理論的な性格のセミナーであり、法人税における二重課税の排除に係るポリシー問題に焦点を当てている<sup>(37)</sup>。

セミナーC は 3 部構成となっており、第 1 部では、近年の二重課税排除に係る税制改正の動きが紹介された。第 2 部では比較法的な観点から問題として選択された政策的な論点が論じられ、第 3 部では将来の予想がなされている。

セミナーC では、増井良啓東京大学教授が議長として、議事の進行役を務められていた。

#### 1 最近の税制改正

最初に、世界には国際的二重課税の排除方式として「純粋な」国外所得免除方式・外税控除方式が存在しないことが指摘された後、最近の動きとして、国外からの配当に関して非課税とする動きがあることが説明された。

国際的二重課税の排除方式に関する各国レポートのまとめとして、主な議論は、外税控除方式の仕組みが複雑であると批判されたこと、外税控除方式は、国外所得免除方式に比較しタックスプランニングが容易でないこと、国外所得免除方式の利点は、その執行やコンプライアンスが単純であること、国外所得免除方式の批判は、損失控除の困難性に集中することが指摘された。

そして、日本及び英国における最近の税制改正が紹介された。日本における税制改正の背景については、法人税率が 40% に上ることや海外で稼得した利益の還流を奨励することにあるとされる。そして、外国子会社等からの配当の 95% が所得から免除される外国子会社益金不算入制度が 2009 年に導入され、2010 年には海外子会社等の一定の資産性所得に対し外国子会社合算税制が適用される改正が行われていることが紹介された<sup>(38)</sup>。

また、英国に関しては、企業の事業活動の変化等を背景に、企業の競争力維持向上のため、改正がなされたとされる。法人税に関しては、税制の複雑性や国外所得免除方式の簡便性が考慮され、全世界所得課税から英国源泉だけを対象とするテリトリアル方式に移行し、2009 年に外国子会社の配当を非課税とす

る制度が導入されるとともに、近年、外国支店が稼得する所得についても課税しないとす  
る外国支店に関する非課税制度が導入された  
ことが紹介された。

## 2 国際的二重課税排除に関するポリシー論

第2部では、国際的二重課税排除に関する  
ポリシー問題として、 配当免税(米国)、  
経費の配賦(オランダ、フランス)、 海外子  
会社株式の譲渡に係る利益・損失(オランダ、  
カナダ)、 海外支店(英国、オランダ)、  
課税ベースの浸食(米国)、 租税条約問題の  
6項目を挙げ、これらの問題を論じている。

### (1) 配当非課税(米国)

米国における外国子会社からの配当非課税  
に関する問題に対しては、その理論的根拠や  
その効果について検討が開始されていると  
し、その検討には、他の所得に対する控除否  
認に関する問題や、海外子会社に蓄積され  
た利益の還流を奨励することなどが含まれる。  
外国子会社からの配当非課税の効果につい  
ては、通常、外国子会社配当非課税制度は課  
税水準が低い場合に有効であり、高い場合に  
は不必要なことから、外国子会社の課税水  
準の観点から検討することが重要であること  
が指摘された。

また、議論の背景として、過去からの関係  
について問題を検討する必要性が挙げられ、  
テリトリー原則、2000年の「Treasury  
Subpart F Study」、2001年の「NFTC  
Foreign Income Project」のような政策理  
念に関連する議論に続くものとされた。議  
論は、配当非課税の提言の背後にあるその  
理論的根拠に移り、そこでは税制の簡素化  
や競争性などが挙げられた。また、米国に  
おいては、配当非課税に関し、多くのフォー  
ラムで議論がなされてきている他、2007  
年の下院歳入委員会(the Ways and Means  
Committee of the House of Representatives)  
などにおいても取り上げられていることが  
報告された<sup>(39)</sup>。

### (2) 経費の配賦(オランダ、フランス)

オランダにおける Bosal Holding Case<sup>(40)</sup>  
に関する分析がなされた。Bosal Holding  
Case は、オランダにおける外国法人への  
資本参加に関する費用の損金算入の適否に  
ついて、欧州司法裁判所(以下「ECJ」とい  
う。)で争われた事例である。オランダ子  
会社がオランダ親会社から受けた融資や  
投資のための借入利子の損金算入を認め  
る一方で、オランダの資本参加免税制度  
の適用対象となる外国子会社への投資の  
ための借入利子については、当該海外子  
会社がオランダにおいて課税対象となる  
所得を稼得しない限り損金算入を認め  
ないとするオランダ税法上の規定に対し、  
ECJが、他の加盟国に設立された子  
会社の資本に関してオランダ親会社が  
発生させた費用の損金算入を制限する  
ことは、設立自由の原則等の指令の  
目的に反するとした事例である。パ  
ネルでは、ECJがその判決で税制に  
関する不備を修正すべきとして指摘  
した3つの事項が説明された。

ECJ判決が指摘した項目は、国内子  
会社及び海外子会社の両方において借  
入利子の損金算入を認めないこと、  
国内子会社及び海外子会社の両方  
において借入利子の損金算入を認め  
るが、配当やキャピタルゲインに  
対する免税を95%に制限すること、  
全てを免税としたまま国内子会社  
及び海外子会社の両方において借  
入利子の損金算入を認めることの  
3点である。この判決を踏まえ、  
オランダにおいては、両者の借入  
利子の損金算入を認める措置が、  
過少資本税制の導入とともに選  
択されている。

しかしながら、借入利子の損金算入  
を認める一方で、配当や株式譲渡に  
係るキャピタルゲインを免税とす  
るいわゆる Bosal ミスマッチとい  
われるこの問題については、議論  
がなされてきており、この問題を  
改善する提案がなされていること  
が説明された。それらの提案は、  
グループ法人間の利子に関する部  
分的な『非会計化』(defiscalization)、  
資本



参加を目的とした借入利子に限定した損金算入制限、ア－ニング・ストリップング・ルールの導入などであるが、パネルメンバーからは、免税を 95%に制限するルール（5%ルール）に関する反対意見が出された。

(3) 海外子会社株式の譲渡に係る利益・損失（オランダ、カナダ）

オランダ及びカナダにおける海外子会社株式の譲渡損益に関する説明がなされた。オランダにおいては、配当と子会社株式の譲渡益との間に税制上の相違はなく、いずれも非課税とされる。また、譲渡損失の場合には、損金算入は認められないが、清算損失の場合には例外がある。

カナダにおいては、カナダの海外関連会社による子会社株式の譲渡については、子会社の資産がアクティブな事業資産に該当する場合には繰り延べられ、パッシブ（受動的）な資産に該当する場合には課税されるとの説明があった。

(4) 海外支店（英国、オランダ）

最近の英国における外国支店に対する免税とする税制改正について、その仕組みは英国の課税所得を決定するに当たって、海外支店損益を課税所得に含めるか否かを居住法人に選択させるもの（一旦選択したら変更不能）であること、海外支店の所得計算については OECD モデル租税条約 7 条の事業所得の条項が適用されるべきことの説明がなされた。また、英国では 2009 年に海外子会社からの配当について非課税とされていることから、この海外支店所得に課税しないことについては、海外子会社と海外支店との間における取扱いを同等にすることを保証することから望ましいとされた。

また、一般に外国税額控除制度の国においてはその損失は控除可能とされ、国外所得免除制度の国においては控除できないとされるが、オランダでは、従来、海外支店の損失に関してはその法人の課税所得計算において控

除可能とされていたものが、財政予算の問題や海外子会社と海外支店との間における取扱いを同一にすべきという理由から、現在、議論となっていることが紹介された。

(5) 課税ベースの浸食（米国）

課税ベースの浸食について、現状の国際課税の政策的なツールである移転価格税制、過少資本税制、CFC 税制などにより、課税国の目的が果たされているかという問題が提起された。対処すべき問題は、所得の移転から生じることが指摘された。

(6) 租税条約問題

租税条約に関しては、そもそも租税条約の役割が何であるのか、国内法に一方の二重課税排除制度が規定されている場合に、租税条約において他の排除制度が採用された場合などの問題が説明された。

3 今後の展望

米国における今後の展望については、税制改正に関する提案が議論され、テリトリアル方式が採用された場合には、米国企業の国際競争力が増し、税収も増加するであろうとの見解が説明された。

最後に、主に法人税の論拠に焦点を当てたパネルの発表で討議は終了した。法人税の根拠については、周到に準備された課税に関する理由は別として、法人税は使い勝手よく、政治的な手段であり、最終的な税負担については、法人によって生じたものではなく、その株主、顧客、従業員によって生じたものである。このような観点からすると、この問題は『二重課税』（double taxation）の問題というよりは、『不適切な単独の課税』（improper single taxation）であることが説明され、討議が終了した。

セミナーD：二重課税とEU法

セミナーDでは、EU法における二重課税の排除の位置付けについて確認を行うとともに、EU裁判所の過去の判例に基づいて、経

済的二重課税に対比して法的二重課税に対する EU 法の解釈、EU 加盟国と第三国との関係に対する EU 法の適用範囲等について、学術的な見地から議論が行われた。また、最後に EU から、二重課税の排除に対する今後の取組についての説明が行われた。

#### 1 EU 法における二重課税の排除の位置付け

EU 法における二重課税の排除の位置付けに関して、EU 条約293条には当初、加盟国に対して二重課税の排除のために協議を行う義務が記されていたが、現在では削除されていること、この削除の意味は明らかではないが、実務上の影響はないと考えられていること、納税者による発動を可能とする規定ではなかったこと、EU 条約以外の法により二重課税の排除手段が保障されていることなどが紹介された。

また、EU 法の下での二重課税について、次の点が紹介された。

- EU 各国が独自の課税権を有することが認められており、かつ、源泉地課税と居住地課税の優先関係が定められていないため、当然の帰結として、法的二重課税が生じることは避けられないこと
- EU 法の下では、二重課税の排除方式についての定めがなく、これまでの判例において国外所得免除方式・外国税額控除方式のいずれも適法であると認められていること
- 法的二重課税は、差別的でない課税権の双方向的な行使が行われている限りにおいて、EU 法に反するとはいえないこと

#### 2 法的二重課税に対する EU 法の解釈

EU 法の解釈においては、法的二重課税が不可避であることから、現在ではその解決は二国間の取り決め（租税条約）に委ねられており、一方で、経済的二重課税は加盟国が一定の選択を行った結果として生じるものであるから、差別的な取扱いとなることを避けるためには、国内法の中で国内外の取扱いの均一化を確保する必要があるとの説明がなされ

た。

また、いくつかの EU 裁判所の判例から、居住地側の二重課税の排除方式として、国外所得免除方式・外国税額控除方式は同等である（equivalent）限りいずれも適法であると認められていることが示された。

さらに、源泉地側の義務として、源泉地で発生した二重課税を差別的でない形で排除する必要があると考えられているが、その二重課税が居住地の外国税額控除制度により中和化されている（neutralized）場合には EU 法違反とはされないこと、ただし、この点においては制度が存在すればよいのか実際に税額控除されている必要があるのかは明確ではないことが紹介された。

#### 3 第三国との関係

第三国との関係について、EU 加盟国と域外国との間の二重課税には二国間租税条約が適用されるため、基本的には EU 法が働くことはないものの、EU 条約63条に保障された「資本の自由な移動」（free movement of capital）は EU 域内のみではなく域外への移動を含むことが述べられ、オーストリアの課税に係る EU 裁判所の判例（Haribo and Salinen）が紹介された。

EU 裁判所は、オーストリアでは、国内法人からの配当は無条件に免税とされるが、国外（EU 域外国を含む）からの配当については、持分が10%未満の場合には二重課税排除措置がなかったため、資本の自由な移動を阻害するものとした。

#### 4 二重課税の排除の取組

EU における二重課税の排除の取組については、今秋から相互協議手続きや相続税に関する検討を開始すること等が紹介された。また、域内連結法人課税ベース（Common Consolidated Corporate Tax Base、以下「CCCTB」という。）の共通化<sup>(41)</sup>に関して、EU からは一定の進捗があったことが紹介された。しかし、今後 10 年以内に共通化が実

現されると思うかとの議長からの問いかけに対しては、他のパネルメンバーからは否定的な見解が示された。

#### セミナーE：国際課税の最近の展開

国際課税に関する最近の動向について、特に、CCCTB の現状、Exit Tax、移転価格課税などのほか、インドにおける課税についての議論などが行われた。

##### 1 CCCTB に関する現状

CCCTB については、いくつかの国の議会は好意的でない (less favourable) 一方で、フランス、ドイツは2012年までに検討を終えることを要請しており、2011年8月には2カ国の大統領の連名のレターにより、2カ国共通の課税ベースを構築し、2013年に実施するとの通知が EU に行われたことが紹介された。EU としては2年以内に EU 議会に提出することを目標としているが、EU 全域ではなく、一部の国のみが対象となる可能性も示唆された。

また、ビジネス側からの要望として、実現に当たっては、少なくとも、納税者の選択的制度とする、連結制度とする、一カ国のみに対する申告 (One stop shop) とすることにより簡素化を実現する、税率の決定は各国に委ねるとの4つの条件が満たされている必要があるとの見解が示された。米国ビジネス界は4つの条件を支持するとするが、CCCTB の採用により EU 域内会社のフォーミュラ課税による所得計算と EU 域外法人の ALP 原則に基づく所得計算との間で二重課税が生じる懸念が示され、既存の租税条約の再交渉が必要なのではないかという見解が示された。

##### 2 Exit Tax

英国・オランダ租税条約上は、法人は実質的経営の場所が存在する国の法人とされる。為替差益が生じた英国ポンド建て債権を有するオランダ法人が、実質的経営の場所をオラ

ンダから英国に移転したため、オランダがその債権について退出税 (Exit Tax) を課税したケースが資本の移動の自由の原則に反するか否かが争われていることが紹介された<sup>(42)</sup>。議長からは、南アフリカにおいて類似のケースが争われていることが紹介された。

##### 3 オーストラリアの移転価格課税に関する Full Federal Court 裁判例

フランス法人 SNF の関連者である SNF (Australia) Pty Ltd (以下「SNFA」という。)がフランス、米国及び中国の国外関連者から化学製品を輸入・販売する取引について、SNFA が連年営業損失を計上していたことから、オーストラリアの課税当局が移転価格課税を行った事案について、オーストラリア Full Federal Court の判決 (確定。上告なし) が下され、赤字の原因は製品輸入価格ではないとして課税の全面取り消しが行われたことが紹介された。なお、判決において、次の重要な判断が行われた。

- 課税庁が用いた取引単位営業利益法 (以下「TNMM」という。) は国内法に規定されていない手法であること
- OECD 移転価格ガイドラインはウィーン条約法条約第31条2項<sup>(43)</sup>に掲げた条約の解釈のための文書ではないこと

この判例の影響として、TNMM の適用について今後国内法上の疑義が生じることから、法律改正が必要と考えられること、OECD 移転価格ガイドラインを参照するためには、条約相手国との間で条約の解釈のために用いることが合意されたことを示す必要があること、があげられた。

パネルリストの中から、オーストラリア最高裁の判断は、OECD モデル租税条約 9 条コメンタリーに述べられた移転価格ガイドラインの位置付けを誤っているとの意見が述べられた。

##### 4 スペイン最高裁判決

スペインのテレビ局がオランダ法人に対

し、芸術家・スポーツ選手の映像の使用許諾の対価として行った支払について、スペインの課税当局が、課税した事例が紹介された。この課税について、スペイン最高裁は、現行のスペイン・オランダ租税条約においては、OECD モデル租税条約 17 条第 2 項の規定が設けられていないものの、モデル租税条約の序文に必要な応じて変更可能なモデル租税条約という考え方が採られ、モデル租税条約の改定の際に両国が 17 条に関して、何ら留保を付していないことから、この支払をモデル租税条約 17 条 (Artistes and Sportsmen) に該当するものと判断したものであることが解説された。

#### 5 インドの間接的株式処分に対する課税

現在、インドにおいて、Vodafone 事例と同様の事例(米国の AT&T がモーリシャスに所在する子会社の株式を処分して得た利益について、それが実質的にインド法人の株式譲渡であるとし、インドにおいて課税されたもの)について裁判が行われていることが紹介された。

これに関連して、中国においては同様の課税を行うことを可能にするために Notice698 が発行されており、これに基づく課税のうち一件が、米国・中国間で相互協議の対象となっていることが紹介された。

#### 6 インド当局が情報交換により入手した資料の開示

贈賄に関係する事案について、インドの裁判所は、インド・ドイツ租税条約に基づき海外の課税当局から入手した資料はインドの裁判手続きにおいて開示されることが許されると判断したことが報告された。これに対し、米国のパネリストから、公共の利益のためであるとしても、開示が行われた場合には、今後他国はインドとの情報交換に依りられないのではないかと指摘があり、過去に IRS が提供した情報が相手当局から流出し、IRS が納税者から訴訟を提起されたケース<sup>(44)</sup>があ

ることが紹介された。

#### 7 その他

国連租税委員会の状況、英国・スイス間における銀行機密に関する合意等についての報告が行われた。

以上がセミナー E の概要であるが、パネルの討議においては、インドの課税問題に関する議論がホットな問題として多くの参加者の関心を集めていた。従来、新興国の課税問題については、あまり取り上げられることもなく、ヨーロッパや北米地域における問題がメインとなっていたが、近年の新興国における経済発展や市場開放により、多国籍企業における活動拠点がいわゆる BRICs 諸国にも移動するに伴い、その課税問題が大きく注目されるようになったものといえる。今回の IFA 年次総会(パリ大会)では、このような新興国の中でも、インド勢のプレゼンスが、ひととき目立つものと感じられた。

- 
- (1) 組織再編ではなく、国際的企業グループ内における機能・リスクの国境を越える組替えを指している。
  - (2) 本稿の作成に当たっては、資料として、ジェネラル・レポート、各議題・セミナーのレジюме、当日配付されたパワーポイント資料、IFA ホームページ「Summaries of Discussions」、当日のメモ等を利用しており、取引スキーム図等についても、これらからの参照・引用を行っている。
  - (3) Ms. Michelle Levac は、カナダ歳入庁から出席されていたが、IFA 総会の後に OECD 租税委員会の第 6 作業部会 (Working Party No.6) の議長 (chair) に就任している。
  - (4) OECD 移転価格ガイドラインは、OECD (経済協力開発機構) 租税委員会が、作成した移転価格税制に関するガイドラインで、OECD モデル租税条約第 9 条の適用のための条件、適用の効果及び取引が独立企業間価格の条件以外の条件により行われた場合に利得を調整するために適用され得る方法について取りまとめた報告書

である。

OECD 移転価格ガイドラインパラ 9.163 は、「多国籍企業は、その企業自身がふさわしいと考えるように自社の事業を自由に組織できる。税務当局には、多国籍企業に対して、その構築をどのように設計すべきか又はその事業活動をどこに配置すべきかを指示する権利はない。多国籍企業に対して、特定の水準の事業活動のある国に保有する又は維持するよう強制することはできない。この点で、多国籍企業は、自身にとっての最良の商業的利益と経済的利益のために行動する自由を持つ。これを決定する際には、税務上の考慮も一つの要素となるであろう。ただし、税務当局は、条約、特に OECD モデル租税条約第 9 条の適用の下で、多国籍企業によって定められた構築の税務上の結果を決定する権利を有する。このことは、税務当局は、必要な場合、OECD モデル租税条約第 9 条に基づく移転価格調整、又は国内法（例えば、一般的又は特定の濫用防止ルール）で認められた他の種類の調整を、そのような調整が条約上の義務に合致する範囲で行うことができる、ということの意味する。」としている。

また、OECD 移転価格ガイドラインパラ 9.168 は、「パラグラフ 1.64～1.69 は、明示的に、実際の取引又は取極の否認を例外的な場合に限定している。このことは、取引の否認が、標準ではなく、次の一般原則に対する例外であることを示している。すなわち、関連者間取引に対する税務当局の調査は、通常、関連企業によって構築されたとおり、関連企業によって実際に行われた取引に基づいて行われるべきであるという一般原則である。この文脈における「例外的」という用語は、「まれな」又は「異例な」という意味に類似している。それは、ほとんどの場合において、実際に行われ構築された取極についての独立企業間価格を決定することによって第 9 条の独立企業原則が充足されることが期待されているということを反映している。」としている。

- (5) OECD 移転価格ガイドライン第 9 章の新設」に関する事情等については、居波邦泰「国際的事業再編に対する課税に係る問題点」、本庄資『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』895

頁（大蔵財務協会、2011）参照。

- (6) OECD 移転価格ガイドラインパラ 9.165 は、「OECD モデル租税条約の第 9 条によれば、税務当局は、関連者間取引の条件が独立企業間で合意されたであろう条件と異なる場合、納税者の利得を調整することができる。実務上、移転価格調整は、企業の利得の調整のうち、関連者間取引の価格又はその他の条件（例えば、支払条件又はリスク配分）の調整によるものである。

このことは、あらゆる移転価格調整が（調整が関連者間取引の価格に対するものであれ、その他の条件に対するものであれ、あるいは、パラグラフ 3.11 及び 6.18 の指針に基づき、パッケージとして提示された取引を個別に評価した結果としてのものであれ）、パラグラフ 1.64～1.69 に基づく関連者間取引の否認とみなされるべきであることを意味するものではない。実際には、そのような調整は、比較可能性の検討の結果であるかもしれない（特に、パラグラフ 1.33 を参照）。パラグラフ 1.48～1.54 では、契約条件が取引の経済的実質と整合性がない場合又は契約条件が当事者の行動と一致していない場合において、税務当局が契約条件に異を唱える可能性に関する指針が示されている。」としている。

- (7) OECD 移転価格ガイドラインパラ 9.183 は、「パラグラフ 1.65 の第一の状況に基づき、取引の経済的実質がその形式とは異なる場合、税務当局は、当該取引についての当事者による性格付けを否認し、その実質に従って再性格付けをするかもしれない。」としている。
- (8) 保井久理子「事業再編に係る移転価格税制を巡る動き」税大ジャーナル 13 号 159 頁参照。
- (9) 金子宏『租税法第 17 版』448 頁（弘文堂、2012）では、「国際的の二重課税を排除するためには、2 つの方法がある。1 つは、国家の課税権を属人的にとらえて、自国の国民や法人の所得につき、その源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、そのすべてを課税の対象とする制度（これを全世界所得課税主義（world-wide system）という）をとったうえで、外国政府に納付した所得税ないし法人税の税額（これを外国税という）を自国の所得税ないし法人税の税額から控

除する制度である。この方法を「外国税額控除法」ないし「税額控除法」(credit method)といい、この方法のもとで自国の税額から外国税額を控除することを「外国税額控除」(foreign tax credit)という。いま1つは、課税権を属地的にとらえて、国外に源泉のある所得を課税の対象から除外する方法である(この方法の基礎になっている制度原理を領土内所得課税主義(territoriality principle)という)。この方法を「国外所得免除法」ないし「免除法」(exemption method)という。」とされている。

- (10) 例えば、日仏租税条約 23 条など。
- (11) 外国税額控除を採用する国としてノルウェー、インド、主要ラテンアメリカ諸国(ブラジルを含む)、米国が、国外免除方式を採用する国として、オーストラリア、オーストリア、デンマーク、エストニア、フランス、オランダ、スペイン、スイスが、また、外国税額控除と子会社配当等に対し国外免除方式を併用する国として、ベルギー、カナダ、ドイツ、フィンランド、ルクセンブルク、マルタ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、英国が挙げられている。
- (12) 近年における米国の外国税額控除に関する議論の概要については、秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度における税務(14)」国際税務 Vol.32, No.5, 53~57 頁参照。
- (13) VAT/GST aspects of cross-border business restructuring
- (14) 沼田博幸「EU における VAT の最近の動向について - グリーンペーパーが提起する課題とわが国への含意 - 」租税研究 749 号 279 頁(2012.3)では、EU における経済統合の理念と各加盟国の利害の対立の構図が、EU の付加価値税(VAT)においてもみられ、困難な事態に遭遇しているとし、こうした状況の中、2010 年末に欧州委員会(European Commission)により公表されたグリーンペーパーでは、最大のテーマが EU 域内におけるクロスボーダー取引の取扱いであるとされている。
- (15) B2B は事業者対事業者に係る取引、B2C は事業者対消費者に係る取引を意味する。
- (16) 宮川博行「非居住者の消費税の納税義務に関する一考察」税大論叢 70 号 272 頁(2011.6)。

- (17) OECD “OECD INTERNATIONAL VAT/GST GUIDELINES GUIDELINES ON NEUTRALITY (June 2011)”(以下「OECD 付加価値税ガイドライン」という。)
- (18) 宮川・前掲注(16)273 頁では、「仕向地原則は、消費に負担を求めるという税の性格に合致しており、また、国際的競争に対して中立的であるということ及び関税及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade(GATT))において採用されていることから、現在の国際的な原則であるといわれている。」とする。
- (19) OECD 付加価値税ガイドライン・前掲注(17)の Guideline1“*The burden of value added taxes themselves should not lie on taxable businesses except where explicitly provided for in legislation.*”
- (20) OECD 付加価値税ガイドライン・前掲注(17)の Guideline 2“*Business in similar situations carrying out similar transactions should be subject to similar levels of taxation.*”
- (21) OECD 付加価値税ガイドライン・前掲注(17)の Guideline 3“*VAT rules should be framed in such a way that they are not the primary influence on business decisions.*”
- (22) OECD 付加価値税ガイドライン・前掲注(17)の Guideline 4“*With respect to the level of taxation, foreign businesses should not be disadvantaged nor advantaged compared to domestic businesses in the jurisdiction where the tax may be due or paid.*”
- (23) OECD 付加価値税ガイドライン・前掲注(17)の Guideline 5“*To ensure foreign businesses do not incur irrecoverable VAT, government may choose from a number of approaches.*”
- (24) OECD 付加価値税ガイドライン・前掲注(17)の Guideline 6“*Where specific administrative requirements for foreign businesses are deemed necessary, they should not create a disproportionate or inappropriate compliance burden for the businesses.*”
- (25) 税関による付加価値税等の調整をいう。付加価値税は、一般に仕向地主義で課税されてお

- り、この国境税調整により輸出品に関しては免税とされ、輸入品に関しては仕向地の付加価値税が課税される。
- (26) 藤本哲也「付加価値税 (VAT) に関する国際的租税回避 - 1 つのケース・スタディ -」『フィナンシャルレビュー』84 号 165 頁 (2006.7) では、英国における付加価値税の租税回避事例が分析されている。また、税理士法人トーマツ『欧州主要国の税法』80 頁 (中央経済社、2008) では、VAT に関する不正事例として、欧州における VAT 制度の特徴を利用した最も典型的な不正事例として、トレーダー不正 (MTIC fraud: Missing Trader Intra-Community fraud) やカルーセル不正 (Carousel fraud) と呼ばれる不正取引が挙げられている。
- (27) 会計ルールの違いから生じる法人所得計算の相違、法人税計算における一定の控除の制限 (利子、負債等)、消費者に課税される間接税、及び環境税は、本セミナーの対象外とされる。
- (28) メキシコでは、一定の資産の帳簿価格をベースに課税される Asset Tax が存在していたが、2008 年に一定の生産要素の付加価値部分に課税される IETU (Impuesto Empresarial A Tasa Unica) という、いわば法人税と付加価値税を混合した税が導入されている。
- (29) アルゼンチンでは、決算期末の資産価値を対象に 1% の MPET (Minimum Presumed Earning Tax) が課税される。
- (30) フランスでは、「taxe professionnelle」と称される地方事業税が、主として不動産等のコストをベースとして課税される。
- (31) ブラジルでは、法人の納税義務に関係のない一般に PIS や COFINS と称される社会的な負担金 (social contribution) が存在する。
- (32) イタリアでは、1998 年以降、地方税として IRAP (Imposta Regionale sulle Attività) が生産活動に対して課税される。なお、課税標準は、例えば、純売上高から生産費用を控除したような幅広いものとなっている。
- (33) ドイツでは、法人税に加えて Gewerbesteuer (地方事業税) が、所得の要素に対応した幅広い課税標準を対象に課税される。
- (34) 米国に関しては、代替ミニマムタックス (Corporate Alternative Minimum Tax) が取りあげられている。
- (35) 米国での IRAP に関する外国税額控除対象額は、次のように決められている。  
 IRAP 外国税額控除対象額 =  
 ( 調整課税ベース / IRAP 課税ベース ) ×  
 IRAP 税額  
 なお、調整課税ベースは、IRAP 課税ベースから人件費や支払利息を控除した金額である。
- (36) ちなみに、ドイツのビジネスタックス (営業税) については、日独租税条約第 2 条の租税の定義において、対象税目として特掲されており、租税条約の適用には問題がないものとなっている。
- (37) 我が国のポリシー問題を扱ったものとしては、田近栄治「日本」の法人税をどう設計するか - 課税ベースの選択と国際化への対応 -」『フィナンシャルレビュー』102 号 104 頁 (2011.1)、浅妻章如「海外子会社 (からの配当) についての課税・非課税と実現主義・時価主義の問題」『フィナンシャルレビュー』94 号 97 頁 (2009.5)、同「国外所得免税制度 (EU の資本参加免税制度の動向を中心として) (我が国企業を巡る国際租税制度の現状と今後)」51 頁 (21 世紀政策研究所、2011.3) など。
- (38) Yoshihiro Masui, "Taxation of Foreign Subsidiaries: Japan's Tax Reform 2009/10". BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, Vol.64, No.4, 2010, 242-248 .  
 また、同「内国法人の全世界所得課税とその修正」日本租税研究協会『抜本的税制改革と国際課税の課題 (公社) 日本租税研究協会第 63 回租税研究大会記録 2011』2011 年 3 頁 ~ 15 頁、青山慶二「わが国企業の海外利益の資金還流について - 海外子会社からの配当についての益金不算入制度 -」『租税研究』710 号 127 頁 (2008.12) など参照。
- (39) 浅妻章如「国外所得免税 (又は仕向地主義課税) 移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」『フィナンシャルレビュー』84 号 152 頁 (2006.7)、松田直樹「米国の租税制度改革の選択肢と方向性」『租税研究』704 号 190 頁 (2008.6)、増井良啓「米国両議院税制委員会

の対外直接投資報告書を読む」租税研究 708 号 (2008.10)、青山慶二「米英における海外子会社配当の課税改革案について」筑波ロー・ジャーナル 5 号 29 頁 (2009.3) など参照。

- (40) Bosal Holding case (Case C-168/01 2003 年 9 月 18 日 ECJ 判決)。この判決を踏まえ、オランダは原則として利子の全額損金算入を認める一方で、過少資本税制を導入している。
- (41) 欧州委員会は、2011 年 3 月 16 日に EU 域内の法人税の統一を目指し指令案 (A proposal for a Council Directive on a Common Consolidated Corporate Tax Base) を公表し、EU 内の居住法人や支店の利益の計算方法、連結利益の計算、その連結された利益の加盟国への配分方法を提案している。吉村典久「法人税制の国際的調和・税率構造」税研 No.160, 38 頁 (2011.11) 参照。
- (42) National Grid Indus case (Case C-371/10 2011 年 11 月 29 日 ECJ 判決)。Peter J. Wattel“Exit Taxation in the EU/EEA Before and After National Grid Indus.”TAX NOTES INTERNATIONAL, January 30, 2012. P371. 参照。
- (43) 条約法に関するウィーン条約第 31 条《条約の解釈に関する一般的な規則》第 2 項は次のとおり規定している。
- 条約の解釈上、文脈というときは、条約文 (前文及び附属書を含む) のほかに、次のものを含める。
- (a) 条約の締結に関してすべての当事国の間でされた条約の関係合意
- (b) 条約の締結に関して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの
- (44) Aloe Vera vs United States のケースがその例として取り上げられている。